

○財務省告示第二百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百八回、第三百九回、第三百十回、第三百十一回、第三百十二回、第三百十三回、第三百十四回、第三百十五回及び第三百十六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で四千九百九十二億円
七	払込金額	五千二百四十四億九千八百四

十四 利子

十五 償還金の額
十六 入札の基
十七 準とする
十八 各発行の
十九 象国債の
二十 利回り

二十八 元利金の支
二十九 払場所加
三十 入札参加者

第十号に規定する発行の各期
と、各支拂期におき、
算式により算出する、
う。ただし、支払期が
日に当たるときは、
日に支払うべき額は、
同日に支払うべき額
と同じとする。

（別表のとおり）
額面金額の額面金額×各
年六月の標準利回りは、
七、七、七、七、七、七、
業協会の発表した公債店
買参考統計表に掲載した
均値の単利回りに、
年六月の単利回りに、
訂正された場合は、
当該銀行の利回りとする。

乗じた金額（ただし、
債を發行したとき、
者が非居住者又は、
ある場合、又は、
に算出された金額に
居住者又は、
受けるべき所得税の
金額を控除すること
る。控除する税の率
を乗じた金額が、
第十号に規定する
発行の各期におき、
と、各支拂期におき、
算式により算出する、
う。ただし、支払期が
日に当たるときは、
日に支払うべき額は、
同日に支払うべき額
と同じとする。

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十七年六月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
(利付) 第三十回 国庫債券	一・一%	平成六年三月二十三日	七十五億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・二%	平成六年三月二十三日	百十億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・一%	平成三年三月二十三日	一億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・三%	平成三年三月二十三日	二百十一億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・二%	平成十年二月二十二日	千八百十一億円
(利付) 第三十回 国庫債券	〇・八%	平成九年三月二十二日	七百九十四億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・〇%	平成九年三月二十二日	九千二百八十億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・一%	平成六年三月二十二日	五百六十八億円
(利付) 第三十回 国庫債券	一・三%	平成六年三月二十二日	百三十三億円